

# 社会福祉法人大阪府共同募金会広報紙広告掲載要領

## (趣旨)

**第1条** この要領は、社会福祉法人大阪府共同募金会（以下、「本会」という。）が発行する広報紙に掲載する広告の取扱いについて、「社会福祉法人大阪府共同募金会広報紙広告掲載要綱（平成24年6月1日施行）」に定めるもののほか、必要な事項について定める。

## (広告の規格、掲載時期等)

**第2条** 規格、掲載位置及び掲載時期等は別途定める。

## (広告掲載希望者の募集)

**第3条** 広告掲載希望者の募集は、本会ホームページ等で行う。

## (規制業種又は事業者)

**第4条** 次の各号に定める業種又は事業者の広告掲載については、これを承認しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種
- (2) 消費者金融、高利貸しに係るもの
- (3) たばこ
- (4) ギャンブルに係るもの
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続き中の事業者
- (7) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引（ただし、特定商取引に関する法律第30条に規定する「通信販売協会」に加盟しているものを除く。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本会が適当でないものと認めるもの。

## (掲載基準)

**第5条** 次の各号に定めるものは、掲載しない。

- (1) 不当な差別等人権侵害又はそのおそれのあるもの
- (2) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 法令等で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (4) 本会事業の円滑な運営に支障をきたすもの又はそのおそれのあるもの

- (5) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 次のいずれかに該当するものであって、青少年にとって有害であると認められるもの
  - ア 性的感情を著しく刺激するもの
  - イ 犯罪を著しく誘発するおそれのあるもの
  - ウ 粗暴性、残虐性を著しく助長するおそれのあるもの
- (9) 消費者の利益の確保及び公正な競争の観点から、次の表示（表現）を含むものは掲載しない。
  - ア 実際よりも、又は競争事業者のものよりも、著しく優良又は有利であると消費者に誤認される表示（不当表示）  
（合理的な根拠を示す資料がない場合は不当表示とみなす。）
  - イ その他、消費者に誤認される恐れのある表示
  - ウ 射幸心をあおる表現

#### （規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告）

**第6条** 第4条に定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容のものについては、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

#### （広告表示内容に関する個別の基準）

**第7条** 具体的な表示内容等については、広告申請の受付の都度、別表の各項目について検討し、判断する。その結果、内容の訂正・削除等が必要な場合には、その旨を広告掲載希望者に依頼し、依頼を受けた広告掲載希望者は、正当な理由がある場合以外は訂正・削除に応じなければならない。

#### （広告掲載の承認及び決定）

##### 第8条

- (1) 事務局長は、広告掲載申請書による掲載申請を受けたときは、社会福祉法人大阪府共同募金会広報紙広告掲載要綱及び本要領に基づき、広告可否を決定する。
- (2) 事務局長は、広告の可否決定に際し、本会の広告審査委員会に必要な事項の審査などを付託できる。
- (3) 前(1)項の規定により掲載の可否を決定したときは、広告掲載希望者に広告可否決定通知書を交付しなければならない。

#### (承認の取消しなど)

**第9条** 事務局長は、広告主が次の各号に該当するときは、広告掲載中であっても、その掲載の承認を取り消すことができる。

- (1) 本会の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき
- (2) 倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。または、社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (3) その他、事務局長が特に必要と認めるとき

#### (広告主の責務)

##### **第10条**

- (1) 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他不正な行為を行ってはならない。
- (3) 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

#### **附則**

この要領は、平成24年6月1日から施行する。